

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月21日(2022.9.21)

【公開番号】特開2022-64829(P2022-64829A)

【公開日】令和4年4月26日(2022.4.26)

【年通号数】公開公報(特許)2022-075

【出願番号】特願2021-100167(P2021-100167)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

A 63 F 7/02 315 A

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月12日(2022.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一部が外部から視認可能な特定装飾部と、

電子部品が設けられた基板と、

所定の発光演出を実行可能な装飾ユニットと、

を備え、

前記特定装飾部の少なくとも一部は帯電性の部材で構成されており、

前記特定装飾部には、接地するためのアース部材が接続されており、

前記特定装飾部と前記基板上に設けられた電子部品との間には、前記特定装飾部から前記 30

電子部品に至るまでの沿面距離をとるための絶縁部材が配置されており、

前記絶縁部材は、外部から遊技者に視認可能に設けられた部材であり、

前記装飾ユニットは、

光を照射可能な発光素子を有する発光基板と、

前記発光素子から照射された光を拡散可能な拡散部と、

遊技者が視認可能な装飾部と、

を備え、

前記装飾部は、前記拡散部により拡散された光を透光可能な装飾透光部を含み、

前記装飾透光部は、

前記発光素子が発する光を遊技者側から視認容易な第1装飾透光部と、

前記第1装飾透光部と比較して前記発光素子が発する光を遊技者側から視認容易ではない 40

第2装飾透光部と、

を含み、

前記第2装飾透光部の少なくとも一部には、前記第2装飾透光部から後方へ突出する突出部を含み、

前記拡散部は、前記拡散部の外縁よりも内側に設けられ前記突出部と係合する係合部を含む

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来、例えばパチンコ機などの遊技機は公知となっている。例えば、特許文献1に記載の如くである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2016-59498号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような遊技機において、機能性をさらに向上させることが望まれている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上述した課題に鑑みてなされたものであり、機能性の高い遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、

少なくとも一部が外部から視認可能な特定装飾部と、

電子部品が設けられた基板と、

所定の発光演出を実行可能な装飾ユニットと、

を備え、

前記特定装飾部の少なくとも一部は帶電性の部材で構成されており、

前記特定装飾部には、接地するためのアース部材が接続されており、

前記特定装飾部と前記基板上に設けられた電子部品との間には、前記特定装飾部から前記

電子部品に至るまでの沿面距離をとるための絶縁部材が配置されており、

前記絶縁部材は、外部から遊技者に視認可能に設けられた部材であり、

前記装飾ユニットは、

10

20

30

40

50

光を照射可能な発光素子を有する発光基板と、  
前記発光素子から照射された光を拡散可能な拡散部と、  
遊技者が視認可能な装飾部と、  
を備え、  
前記装飾部は、前記拡散部により拡散された光を透光可能な装飾透光部を含み、  
前記装飾透光部は、  
前記発光素子が発する光を遊技者側から視認容易な第1装飾透光部と、  
前記第1装飾透光部と比較して前記発光素子が発する光を遊技者側から視認容易ではない  
第2装飾透光部と、  
を含み、  
前記第2装飾透光部の少なくとも一部には、前記第2装飾透光部から後方へ突出する突出  
部を含み、  
前記拡散部は、前記拡散部の外縁よりも内側に設けられ前記突出部と係合する係合部を含  
む

10

ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

20

30

40

本発明によれば、機能性の高い遊技機を提供することができる。

50